

議案第 2 号

使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の
制定について

使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を次のよう
に制定する。

令和 6 年 9 月 4 日 提出

白井市長 笠 井 喜 久 雄

提案理由

本案は、使用料、手数料及び利用料金を見直し、受益と負担の適
正化を図るため、関係条例を整備するものです。

使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

(白井市手数料条例の一部改正)

第1条 白井市手数料条例（昭和40年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表認可地縁団体告示事項証明書交付手数料の項、建築台帳記載事項証明書交付手数料の項及び道路位置指定事項証明書交付手数料の項中「300円」を「400円」に改め、同項の次に次のように加える。

建築計画概要書の写しの交付手数料	建築基準法第93条の2に規定する国土交通省令で定める書類の写しの交付	1通につき 400円
------------------	------------------------------------	---------------

別表租税及び公課に関する証明書交付手数料の項から固定資産課税台帳記載事項証明書交付手数料の項まで及び住民基本台帳の一部の写しの閲覧手数料の項から戸籍の附票の除票の写しの交付手数料の項までの規定中「300円」を「400円」に改める。

別表開発登録簿の写しの交付手数料の項の次に次のように加える。

農用地区域に関する証明手数料	農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域に関する証明	1通につき 400円
----------------	---	---------------

別表一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料の項及び一般廃棄物処分業許可申請手数料の項中「10,000円」を「9,180円」に改め、同表一般廃棄物収集運搬業・処分業変更許可申請手数料の項中「5,000円」を「7,500円」に改め、同表浄化槽清掃業許可申請手数料の項中「10,000円」を「9,180円」に改め、同表印鑑登録証交付・引換交付手数料の

項及び印鑑登録証明書交付手数料の項中「300円」を「400円」に改め、同表一般廃棄物収集運搬業・処分業・浄化槽清掃業許可証再交付手数料の項中「3,000円」を「4,500円」に改め、同表小規模特定事業許可申請手数料の項中「20,000円」を「28,110円」に改め、同表小規模特定事業変更許可申請手数料の項及び小規模特定事業譲受け許可申請手数料の項中「10,000円」を「14,340円」に改め、同表認可地縁団体印鑑登録証明書交付手数料の項からその他市長が必要と認める証明手数料の項までの規定中「300円」を「400円」に改める。

(白井市都市公園条例の一部改正)

第2条 白井市都市公園条例(昭和54年条例第11号)の一部を次のように改正する。

別表第4を次のように改める。

別表第4(第27条第3項関係)

白井運動公園陸上競技場利用料金

区分		単位	金額
入場料の類を徴収しないで専用利用する場合	市内在住者等	一般 午前9時から午後1時まで又は午後1時から午後5時まで	1面4時間につき 22,270円
		午前9時から午後5時まで	1面8時間につき 44,540円
	高校生・大学生	午前9時から午後1時まで又は午後1時から	1面4時間につき 8,890円

		午後 5 時まで		
		午前 9 時から午後 5 時まで	1 面 8 時間につき	17,780 円
	小学生・中学生	午前 9 時から午後 1 時まで又は午後 1 時から午後 5 時まで	1 面 4 時間につき	3,700 円
		午前 9 時から午後 5 時まで	1 面 8 時間につき	7,400 円
市外在住者	一般	午前 9 時から午後 1 時まで又は午後 1 時から午後 5 時まで	1 面 4 時間につき	44,540 円
		午前 9 時から午後 5 時まで	1 面 8 時間につき	89,080 円
	高校生・大学生	午前 9 時から午後 1 時まで又は午後 1 時から午後 5 時まで	1 面 4 時間につき	17,790 円

		午前 9 時から午後 5 時まで	1 面 8 時間につき	3 5 , 5 8 0 円
	小 学 生 ・ 中 学 生	午前 9 時から午後 1 時まで又は午後 1 時から午後 5 時まで	1 面 4 時間につき	7 , 4 1 0 円
		午前 9 時から午後 5 時まで	1 面 8 時間につき	1 4 , 8 2 0 円
入 場 料 の 類 を 徴 収 し て 専 用 利 用 す る 場 合	市 内 在 住 者 等	午前 9 時から午後 1 時まで又は午後 1 時から午後 5 時まで	1 面 4 時間につき	6 6 , 8 1 0 円
		午前 9 時から午後 5 時まで	1 面 8 時間につき	1 3 3 , 6 2 0 円
	市 外 在 住 者	午前 9 時から午後 1 時まで又は午後 1 時から午後 5 時まで	1 面 4 時間につき	1 3 3 , 6 2 0 円
		午前 9 時から午後 5 時まで	1 面 8 時間につき	2 6 7 , 2 4 0 円

個人が 利用す る場合	市内在住者等	一般	1回につ き	430円
		小学生・中 学生・高校 生・大学生	1回につ き	210円
	市外在住者	一般	1回につ き	860円
		小学生・中 学生・高校 生・大学生	1回につ き	430円
附属設 備	放送設備		1回につ き	2,470円
	写真判定設備		1回につ き	7,470円

備考 市内在住者等とは市内に在住する者及び市内に勤務先がある者をいい、市外在住者とは市内在住者等以外の者をいう。

白井運動公園競技広場利用料金

区分		単位	金額
市内在 住者等	一般	1面2時間につ き	1,570円
	高校生・大 学生	1面2時間につ き	780円
	小学生・中 学生	1面2時間につ き	390円
市外在 住者	一般	1面2時間につ き	3,140円
	高校生・大 学生	1面2時間につ き	1,560円
	小学生・中	1面2時間につ き	780円

	学生	つき	
--	----	----	--

備考 市内在住者等とは市内に在住する者及び市内に勤務先がある者をいい、市外在住者とは市内在住者等以外の者をいう。

白井運動公園庭球場利用料金

区分		単位	金額
市内在住者等	一般	1面2時間につき	630円
	高校生・大学生	1面2時間につき	310円
	小学生・中学生	1面2時間につき	150円
市外在住者	一般	1面2時間につき	1,260円
	高校生・大学生	1面2時間につき	620円
	小学生・中学生	1面2時間につき	300円

備考 市内在住者等とは市内に在住する者及び市内に勤務先がある者をいい、市外在住者とは市内在住者等以外の者をいう。

(白井市使用料条例の一部改正)

第3条 白井市使用料条例(昭和56年条例第25号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第2条第1号関係)

病虫害防除機使用料

区分	単位	金額
動力噴霧機	1台1日につき	1,120円
自走式動力草刈機	1台1日につき	4,500円

別表第2都市公園使用料競技広場及び庭球場使用料の表を次の

ように改める。

競技広場及び庭球場使用料

区分	単位	金額			
		一般	高校生・大 学生	小学生・ 中学生	
競技広場 (白井運 動公園競 技広場を 除く。)	市内 在住 者等	1面2時間 につき	1,430 円	710円	360円
	市外 在住 者	1面2時間 につき	2,860 円	1,420 円	710円
庭球場(白井運動 公園庭球 場を除 く。)	市内 在住 者等	1面2時間 につき	580円	290円	140円
	市外 在住 者	1面2時間 につき	1,150 円	570円	280円

備考 市内在住者等とは市内に在住する者及び市内に勤務先がある者をいい、市外在住者とは市内在住者等以外の者をいう。

別表第5を次のように改める。

別表第5 (第2条第5号関係)

農業センター使用料

区分	単位	金額
会議室1	1時間につき	295円
会議室2	1時間につき	295円

(白井市青少年女性センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 白井市青少年女性センターの設置及び管理に関する条例(平成17年条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第17条第3項関係）

区分	金額（1時間につき）
研修室	320円
会議室	320円
調理室	720円
レクリエーションホール	1,450円

（白井市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第5条 白井市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成17年条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第13条の2第3項関係）

区分	金額（1時間につき）
団体活動室1	440円
団体活動室2	440円
団体活動室3	440円
団体活動室1・2（又は2・3）	600円
団体活動室1・2・3	750円
会議室1	320円
会議室2	320円
録音室1	240円
録音室2	240円
録音室3	240円
翻訳室	440円

（白井市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第6条 白井市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例（平

成 17 年条例第 20 号) の一部を次のように改正する。

第 17 条第 1 項中「100 円」を「150 円」に改め、同条第 2 項中「770 円」を「930 円」に改める。

(白井市学習等供用施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 7 条 白井市学習等供用施設の設置及び管理に関する条例 (平成 20 年条例第 17 号) の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 (第 17 条第 3 項関係)

区分	金額 (1 時間につき)
集会室	440 円
休養室 II	440 円
学習室 (調理室)	720 円
学習室 (視聴覚室)	780 円
大集会室	1,450 円

(白井市公民館の設置及び管理等に関する条例の一部改正)

第 8 条 白井市公民館の設置及び管理等に関する条例 (平成 20 年条例第 18 号) の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 (第 17 条第 3 項関係)

施設の名称	区分	金額 (1 時間につき)
西白井公民館	工芸室	350 円
	調理実習室	720 円
	研修室	440 円
	作法室	440 円
	視聴覚室	780 円
	レクリエーションホール	1,450 円
白井駅前公民	研修室 I	320 円

館	研修室Ⅱ	320円
	作法室	440円
	調理実習室	720円
	視聴覚室	780円
	レクリエーションホール	1,450円
桜台公民館	研修室	440円
	作法室	440円
	調理実習室	720円
	視聴覚室	780円
	レクリエーションホール	1,450円

(白井市白井コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第9条 白井市白井コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例(平成22年条例第13号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第16条第3項関係)

区分	金額(1時間につき)
会議室1	440円
会議室2	440円
和室1	320円
和室2	320円
工芸室	350円
調理室	720円
多目的ホール	1,450円
陶芸窯	1回の使用につき3,790円

(白井市西白井コミュニティプラザの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第10条 白井市西白井コミュニティプラザの設置及び管理に関する条例（平成30年条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第16条第3項関係）

区分	金額（1時間につき）
会議室1	440円
会議室2	440円
会議室3	440円
和室1	320円
和室2	320円
調理室	720円

（白井市公民センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第11条 白井市公民センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（令和5年条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則の次に別表を加える改正規定を次のように改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第16条第3項関係）

区分	金額（1時間につき）
会議室	440円
相談室	320円
作法室	320円
集会室	440円
視聴覚室	780円
調理実習室	720円
レクリエーションホール	1,450円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、令和7年4月1日以後の申請に係る使用料、手数料及び利用料金について適用し、同日前の申請に係る使用料、手数料及び利用料金については、なお従前の例による。

議案第2号資料

○使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

(第1条関係) 白井市手数料条例(昭和40年条例第1号) 新旧対照表

改正案			現行		
(略)			(略)		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
手数料の種類	手数料を徴収する事務	手数料の金額	手数料の種類	手数料を徴収する事務	手数料の金額
(略)			(略)		
認可地縁 団体告示 事項証明 書交付手 数料	(略)	1 通につき 400円	認可地縁 団体告示 事項証明 書交付手 数料	(略)	1 通につき 300円
(略)			(略)		
建築台帳 記載事項 証明書交 付手数料	(略)	1 通につき 400円	建築台帳 記載事項 証明書交 付手数料	(略)	1 通につき 300円
道路位置 指定事項 証明書交 付手数料	(略)	1 通につき 400円	道路位置 指定事項 証明書交 付手数料	(略)	1 通につき 300円
建築計画 概要書等 の写しの 交付手 数料	建築基準法第93条の2に規定する 国土交通省令で定める書類の写しの 交付	1 通につき 400円	(新設)		
(略)			(略)		
租税及び 公課に関 する証明 書交付手 数料	(略)	1 通につき 400円(多機 能端末機(本市 の電子計算機 と電気通信回 線で接続され た端末機であ って、証明書等 を交付する機 能を有するも のをいう。以下 同じ。)による 交付の場合に あつては、 200円)	租税及び 公課に関 する証明 書交付手 数料	(略)	1 通につき 300円(多機 能端末機(本市 の電子計算機 と電気通信回 線で接続され た端末機であ って、証明書等 を交付する機 能を有するも のをいう。以下 同じ。)による 交付の場合に あつては、 200円)
固定資産 課税台帳 の閲覧手 数料	(略)	1 通につき 400円	固定資産 課税台帳 の閲覧手 数料	(略)	1 通につき 300円
固定資産 課税台帳 記載事項 証明書交 付手数料	(略)	1 通につき 400円	固定資産 課税台帳 記載事項 証明書交 付手数料	(略)	1 通につき 300円
(略)			(略)		

住民基本台帳の一部の写しの閲覧手数料	(略)	1人につき 400円
住民票の写し又は住民票記載事項証明書の交付手数料	(略)	1通につき 400円(多機能端末機による交付の場合にあつては、 200円)
除票の写し又は除票記載事項証明書の交付手数料	(略)	1通につき 400円
住民票の写しの広域交付手数料	(略)	1通につき 400円
戸籍の附票の写しの交付手数料	(略)	1通につき 400円
戸籍の附票の除票の写しの交付手数料	(略)	1通につき 400円
(略)		
開発登録簿の写しの交付手数料	(略)	(略)
農用地区域に関する証明手数料	農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号に規定する農用地区域に関する証明	1通につき 400円
一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料	(略)	1件につき 9,180円
一般廃棄物処分業許可申請手数料	(略)	1件につき 9,180円
一般廃棄物収集運搬業・処分業変更許可申請手数料	(略)	1件につき 7,500円
浄化槽清掃業許可申請手数料	(略)	1件につき 9,180円

住民基本台帳の一部の写しの閲覧手数料	(略)	1人につき 300円
住民票の写し又は住民票記載事項証明書の交付手数料	(略)	1通につき 300円(多機能端末機による交付の場合にあつては、 200円)
除票の写し又は除票記載事項証明書の交付手数料	(略)	1通につき 300円
住民票の写しの広域交付手数料	(略)	1通につき 300円
戸籍の附票の写しの交付手数料	(略)	1通につき 300円
戸籍の附票の除票の写しの交付手数料	(略)	1通につき 300円
(略)		
開発登録簿の写しの交付手数料	(略)	(略)
(新設)		
一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料	(略)	1件につき 10,000円
一般廃棄物処分業許可申請手数料	(略)	1件につき 10,000円
一般廃棄物収集運搬業・処分業変更許可申請手数料	(略)	1件につき 5,000円
浄化槽清掃業許可申請手数料	(略)	1件につき 10,000円

(略)		
印鑑登録証交付・引換交付手数料	(略)	1 件につき 400円
印鑑登録証明書交付手数料	(略)	1 通につき 400円(多機能端末機による交付の場合にあつては、200円)
一般廃棄物収集運搬業・処分業・浄化槽清掃業許可証再交付手数料	(略)	1 件につき 4,500円
小規模特定事業許可申請手数料	(略)	1 件につき 28,110円
小規模特定事業変更許可申請手数料	(略)	1 件につき 14,340円
小規模特定事業譲受け許可申請手数料	(略)	1 件につき 14,340円
認可地縁団体印鑑登録証明書交付手数料	(略)	1 通につき 400円
固定資産に関する証明手数料	(略)	1 通につき 400円
公図及び公簿の閲覧手数料	(略)	1 件につき 400円
身分に関する証明手数料	(略)	1 通につき 400円
その他市長が必要と認める証明手数料	(略)	1 件につき 400円

(略)		
印鑑登録証交付・引換交付手数料	(略)	1 件につき 300円
印鑑登録証明書交付手数料	(略)	1 通につき 300円(多機能端末機による交付の場合にあつては、200円)
一般廃棄物収集運搬業・処分業・浄化槽清掃業許可証再交付手数料	(略)	1 件につき 3,000円
小規模特定事業許可申請手数料	(略)	1 件につき 20,000円
小規模特定事業変更許可申請手数料	(略)	1 件につき 10,000円
小規模特定事業譲受け許可申請手数料	(略)	1 件につき 10,000円
認可地縁団体印鑑登録証明書交付手数料	(略)	1 通につき 300円
固定資産に関する証明手数料	(略)	1 通につき 300円
公図及び公簿の閲覧手数料	(略)	1 件につき 300円
身分に関する証明手数料	(略)	1 通につき 300円
その他市長が必要と認める証明手数料	(略)	1 件につき 300円

(第2条関係) 白井市都市公園条例(昭和54年条例第11号)新旧対照表

改正案	現行
(略)	(略)

別表第4 (第27条第3項関係)

白井運動公園陸上競技場利用料金

		区分	単位	金額	
入場料の類を徴収しないで専用利用する場合	市内在住者等	一般	午前9時から午後1時まで又は午後1時から午後5時まで	1面4時間につき 22,270円	
			午前9時から午後5時まで	1面8時間につき 44,540円	
		高校生・大学生	午前9時から午後1時まで又は午後1時から午後5時まで	1面4時間につき 8,890円	
			午前9時から午後5時まで	1面8時間につき 17,780円	
			小学生・中学生	午前9時から午後1時まで又は午後1時から午後5時まで	1面4時間につき 3,700円
				午前9時から午後5時まで	1面8時間につき 7,400円
	市外在住者	一般	午前9時から午後1時まで又は午後1時から午後5時まで	1面4時間につき 44,540円	
			午前9時から午後5時まで	1面8時間につき 89,080円	
		高校生・大学生	午前9時から午後1時まで又は午後1時から午後5時まで	1面4時間につき 17,790円	
			午前9時から午後5時まで	1面8時間につき 35,580円	
			小学生・中学生	午前9時から午後1時まで又は午後1時から午後5時まで	1面4時間につき 7,410円
				午前9時から午後5時まで	1面8時間につき 14,820円

別表第4 (第27条第3項関係)

白井運動公園陸上競技場利用料金

		区分	金額		
			午前9時～午後1時	午後1時～午後5時	午前9時～午後5時
入場料の類を徴収しないで専用利用する場合	一般		14,850円	14,850円	29,700円
		円	円	円	
	高校・大学生		5,930円	5,930円	11,860円
小・中学生		2,470円	2,470円	4,940円	
入場料の類を徴収して専用利用する場合			49,500円	49,500円	99,000円
		区分	金額 (1回につき)		
個人が利用する場合	一般		300円		
	小・中・高・大学生		150円		
		区分	金額 (1回につき)		
附属設備	放送設備		2,470円		
	写真判定設備		6,240円		

入場料の種類を徴収して専用利用する場合	市内在住者等	午前9時から午後1時まで又は午後1時から午後5時まで	1面4時間につき	66,810円
		午前9時から午後5時まで	1面8時間につき	133,620円
	市外在住者	午前9時から午後1時まで又は午後1時から午後5時まで	1面4時間につき	133,620円
		午前9時から午後5時まで	1面8時間につき	267,240円
個人が利用する場合	市内在住者等	一般	1回につき	430円
		小学生・中学生・高校生・大学生	1回につき	210円
		市外在住者	一般	1回につき
	小学生・中学生・高校生・大学生	1回につき	430円	
附属設備	放送設備	1回につき	2,470円	
	写真判定設備	1回につき	7,470円	

備考 市内在住者等とは市内に在住する者及び市内に勤務先がある者をいい、市外在住者とは市内在住者等以外の者をいう。

白井運動公園競技広場利用料金

区分	単位	金額
市内在住者等	一般	1面2時間につき 1,570円
	高校生・大学生	1面2時間につき 780円
	小学生・中学生	1面2時間につき 390円
市外在住者	一般	1面2時間につき 3,140円
	高校生・大学生	1面2時間につき 1,560円
	小学生・中学生	1面2時間につき 780円

備考 市内在住者等とは市内に在住する者及び市内に勤務先がある者をいい、市外在住者とは市内在住者等以外の者をいう。

白井運動公園庭球場利用料金

区分	単位	金額
市内在一般	1面2時間につき	630円

--	--	--

備考 市内在住者及び市内に勤務先がある者以外の者が利用する場合は、この表に定める額（附属設備を除く。）の2倍の額とする。

白井運動公園競技広場利用料金

区分	単位	金額
市内在住者	一般	2時間につき 1,050円
	高校生・大学生	520円
	小学生・中学生	260円

備考 市内在住者及び市内に勤務先がある者以外の者が利用する場合は、この表に定める額の2倍の額とする。

白井運動公園庭球場利用料金

区分	単位	金額
一般	1面2時間につき	630円

住者等	高校生・大学生	つき 1面2時間につき	310円
	小学生・中学生	つき 1面2時間につき	150円
市外在住者	一般	つき 1面2時間につき	1,260円
	高校生・大学生	つき 1面2時間につき	620円
	小学生・中学生	つき 1面2時間につき	300円
		つき	

備考 市内在住者等とは市内に在住する者及び市内に勤務先がある者をいい、市外在住者とは市内在住者等以外の者をいう。

高校・大学生	つき	310円
小・中学生		150円

備考 市内在住者及び市内に勤務先がある者以外の者が利用する場合は、この表に定める額の2倍の額とする。

(第3条関係) 白井市使用料条例(昭和56年条例第25号)新旧対照表

改正案	現行																																														
(略)	(略)																																														
別表第1 (第2条第1号関係)	別表第1 (第2条第1号関係)																																														
病虫害防除機使用料	病虫害防除機使用料																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動力噴霧機</td> <td>1台1日につき</td> <td>1,120円</td> </tr> <tr> <td>自走式動力草刈機</td> <td>1台1日につき</td> <td>4,500円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	金額	動力噴霧機	1台1日につき	1,120円	自走式動力草刈機	1台1日につき	4,500円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動力噴霧機</td> <td>1台1日につき</td> <td>750円</td> </tr> <tr> <td>自走式動力草刈機</td> <td>1台1日につき</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	金額	動力噴霧機	1台1日につき	750円	自走式動力草刈機	1台1日につき	3,000円																												
区分	単位	金額																																													
動力噴霧機	1台1日につき	1,120円																																													
自走式動力草刈機	1台1日につき	4,500円																																													
区分	単位	金額																																													
動力噴霧機	1台1日につき	750円																																													
自走式動力草刈機	1台1日につき	3,000円																																													
別表第2 (第2条第2号関係)	別表第2 (第2条第2号関係)																																														
都市公園使用料	都市公園使用料																																														
競技広場及び庭球場使用料	競技広場及び庭球場使用料																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="3">金額</th> </tr> <tr> <th>一般</th> <th>高校生・大学生</th> <th>小学生・中学生</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>競技広場(白井運動公園)</td> <td>市内在住者等</td> <td>1面2時間につき 1,430円</td> <td>710円</td> <td>360円</td> </tr> <tr> <td>競技広場(白井運動公園を除く。)</td> <td>市外在住者</td> <td>1面2時間につき 2,860円</td> <td>1,420円</td> <td>710円</td> </tr> <tr> <td>庭球場(白井運動公園)</td> <td>市内在住者等</td> <td>1面2時間につき 580円</td> <td>290円</td> <td>140円</td> </tr> <tr> <td>庭球場(白井運動公園を除く。)</td> <td>市外在住者</td> <td>1面2時間につき 1,150円</td> <td>570円</td> <td>280円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	金額			一般	高校生・大学生	小学生・中学生	競技広場(白井運動公園)	市内在住者等	1面2時間につき 1,430円	710円	360円	競技広場(白井運動公園を除く。)	市外在住者	1面2時間につき 2,860円	1,420円	710円	庭球場(白井運動公園)	市内在住者等	1面2時間につき 580円	290円	140円	庭球場(白井運動公園を除く。)	市外在住者	1面2時間につき 1,150円	570円	280円	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="3">金額</th> </tr> <tr> <th>一般</th> <th>高校・大学生</th> <th>小・中学生</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>競技広場(白井運動公園競技広場を除く。)</td> <td>2時間につき</td> <td>960円</td> <td>480円</td> <td>240円</td> </tr> <tr> <td>庭球場(白井運動公園庭球場を除く。)</td> <td>1面2時間につき</td> <td>580円</td> <td>290円</td> <td>140円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	金額			一般	高校・大学生	小・中学生	競技広場(白井運動公園競技広場を除く。)	2時間につき	960円	480円	240円	庭球場(白井運動公園庭球場を除く。)	1面2時間につき	580円	290円	140円
区分			単位	金額																																											
	一般	高校生・大学生		小学生・中学生																																											
競技広場(白井運動公園)	市内在住者等	1面2時間につき 1,430円	710円	360円																																											
競技広場(白井運動公園を除く。)	市外在住者	1面2時間につき 2,860円	1,420円	710円																																											
庭球場(白井運動公園)	市内在住者等	1面2時間につき 580円	290円	140円																																											
庭球場(白井運動公園を除く。)	市外在住者	1面2時間につき 1,150円	570円	280円																																											
区分	単位	金額																																													
		一般	高校・大学生	小・中学生																																											
競技広場(白井運動公園競技広場を除く。)	2時間につき	960円	480円	240円																																											
庭球場(白井運動公園庭球場を除く。)	1面2時間につき	580円	290円	140円																																											
備考 市内在住者等とは市内に在住する者及び市内に勤務先がある者をいい、市外在住者とは市内在住者等以外の者をいう。	備考 市内在住者及び市内に勤務先がある者以外の者が利用するときは、第2条の規定により算出した額の2倍の額とする。																																														
(略)	(略)																																														
別表第5 (第2条第5号関係)	別表第5 (第2条第5号関係)																																														
農業センター使用料	農業センター使用料																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議室1</td> <td>1時間につき</td> <td>295円</td> </tr> <tr> <td>会議室2</td> <td>1時間につき</td> <td>295円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	金額	会議室1	1時間につき	295円	会議室2	1時間につき	295円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議室1</td> <td>1時間につき</td> <td>230円</td> </tr> <tr> <td>会議室2</td> <td>1時間につき</td> <td>230円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	金額	会議室1	1時間につき	230円	会議室2	1時間につき	230円																												
区分	単位	金額																																													
会議室1	1時間につき	295円																																													
会議室2	1時間につき	295円																																													
区分	単位	金額																																													
会議室1	1時間につき	230円																																													
会議室2	1時間につき	230円																																													

(第4条関係) 白井市青少年女性センターの設置及び管理に関する条例(平成17年条例第17号)新旧対照表

改正案		現行	
(略)		(略)	
別表(第17条第3項関係)		別表(第17条第3項関係)	
区分	金額(1時間につき)	区分	金額(1時間につき)
研修室	320円	研修室	250円
会議室	320円	会議室	250円
調理室	720円	調理室	720円
レクリエーションホール	1,450円	レクリエーションホール	970円

(第5条関係) 白井市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例(平成17年条例第19号)新旧対照表

改正案		現行	
(略)		(略)	
別表(第13条の2第3項関係)		別表(第13条の2第3項関係)	
区分	金額(1時間につき)	区分	金額(1時間につき)
団体活動室1	440円	団体活動室1	310円
団体活動室2	440円	団体活動室2	310円
団体活動室3	440円	団体活動室3	310円
団体活動室1・2(又は2・3)	600円	団体活動室1・2(又は2・3)	410円
団体活動室1・2・3	750円	団体活動室1・2・3	500円
会議室1	320円	会議室1	270円
会議室2	320円	会議室2	270円
録音室1	240円	録音室1	240円
録音室2	240円	録音室2	240円
録音室3	240円	録音室3	240円
翻訳室	440円	翻訳室	320円

(第6条関係) 白井市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例(平成17年条例第20号)新旧対照表

改正案		現行	
(略)		(略)	
(利用料金)		(利用料金)	
第17条 センターの利用料金は、無料とする。ただし、浴場を利用する場合は、1人1回につき <u>150円</u> とし、これを指定管理者に前納しなければならない。		第17条 センターの利用料金は、無料とする。ただし、浴場を利用する場合は、1人1回につき <u>100円</u> とし、これを指定管理者に前納しなければならない。	
2 前項の規定にかかわらず、本市に住所を有しない者がセンターを利用する場合は、1人1日につき <u>930円</u> とし、これを指定管理者に前納しなければならない。		2 前項の規定にかかわらず、本市に住所を有しない者がセンターを利用する場合は、1人1日につき <u>770円</u> とし、これを指定管理者に前納しなければならない。	
3～5 (略)		3～5 (略)	
(略)		(略)	

(第7条関係) 白井市学習等供用施設の設置及び管理に関する条例(平成20年条例第17号)新旧対照表

改正案		現行	
(略)		(略)	
別表(第17条第3項関係)		別表(第17条第3項関係)	
区分	金額(1時間につき)	区分	金額(1時間につき)
集会室	440円	集会室	350円
休養室Ⅱ	440円	休養室Ⅱ	350円

学習室（調理室）	720円	学習室（調理室）	720円
学習室（視聴覚室）	780円	学習室（視聴覚室）	780円
大集会室	1,450円	大集会室	970円

(第8条関係) 白井市公民館の設置及び管理等に関する条例（平成20年条例第18号）新旧対照表

改正案			現行		
(略)			(略)		
別表（第17条第3項関係）			別表（第17条第3項関係）		
施設の名称	区分	金額（1時間につき）	施設の名称	区分	金額（1時間につき）
西白井公民館	工芸室	350円	西白井公民館	工芸室	350円
	調理実習室	720円		調理実習室	720円
	研修室	440円		研修室	350円
	作法室	440円		作法室	350円
	視聴覚室	780円		視聴覚室	780円
	レクリエーションホール	1,450円		レクリエーションホール	970円
白井駅前公民館	研修室Ⅰ	320円	白井駅前公民館	研修室Ⅰ	250円
	研修室Ⅱ	320円		研修室Ⅱ	250円
	作法室	440円		作法室	350円
	調理実習室	720円		調理実習室	720円
	視聴覚室	780円		視聴覚室	780円
	レクリエーションホール	1,450円		レクリエーションホール	970円
桜台公民館	研修室	440円	桜台公民館	研修室	350円
	作法室	440円		作法室	350円
	調理実習室	720円		調理実習室	720円
	視聴覚室	780円		視聴覚室	780円
	レクリエーションホール	1,450円		レクリエーションホール	970円

(第9条関係) 白井市白井コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例（平成22年条例第13号）新旧対照表

改正案		現行	
(略)		(略)	
別表（第16条第3項関係）		別表（第16条第3項関係）	
区分	金額（1時間につき）	区分	金額（1時間につき）
会議室1	440円	会議室1	350円
会議室2	440円	会議室2	350円
和室1	320円	和室1	250円
和室2	320円	和室2	250円
工芸室	350円	工芸室	350円
調理室	720円	調理室	720円
多目的ホール	1,450円	多目的ホール	970円
陶芸窯	1回の使用につき3,790円	陶芸窯	1回の使用につき3,790円

(第10条関係) 白井市西白井コミュニティプラザの設置及び管理に関する条例（平成30年条例第27号）新旧対照表

改正案		現行	
(略)		(略)	
別表（第16条第3項関係）		別表（第16条第3項関係）	

区分	金額（1時間につき）
会議室1	440円
会議室2	440円
会議室3	440円
和室1	320円
和室2	320円
調理室	720円

区分	金額（1時間につき）
会議室1	350円
会議室2	350円
会議室3	350円
和室1	250円
和室2	250円
調理室	720円

(第11条関係) 白井市公民センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部改正(令和5年条例第23号) 新旧対照表

改正案	現行																																
<p>白井市公民センターの設置及び管理に関する条例(平成25年条例第3号)の一部を次のように改正する。</p> <p>(略)</p> <p>附則の次に次の別表を加える。</p> <p>別表(第16条第3項関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額(1時間につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議室</td> <td>440円</td> </tr> <tr> <td>相談室</td> <td>320円</td> </tr> <tr> <td>作法室</td> <td>320円</td> </tr> <tr> <td>集会室</td> <td>440円</td> </tr> <tr> <td>視聴覚室</td> <td>780円</td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td>720円</td> </tr> <tr> <td>レクリエーションホール</td> <td>1,450円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	区分	金額(1時間につき)	会議室	440円	相談室	320円	作法室	320円	集会室	440円	視聴覚室	780円	調理実習室	720円	レクリエーションホール	1,450円	<p>白井市公民センターの設置及び管理に関する条例(平成25年条例第3号)の一部を次のように改正する。</p> <p>(略)</p> <p>附則の次に次の別表を加える。</p> <p>別表(第16条第3項関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額(1時間につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議室</td> <td>350円</td> </tr> <tr> <td>相談室</td> <td>250円</td> </tr> <tr> <td>作法室</td> <td>250円</td> </tr> <tr> <td>集会室</td> <td>350円</td> </tr> <tr> <td>視聴覚室</td> <td>780円</td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td>720円</td> </tr> <tr> <td>レクリエーションホール</td> <td>970円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	区分	金額(1時間につき)	会議室	350円	相談室	250円	作法室	250円	集会室	350円	視聴覚室	780円	調理実習室	720円	レクリエーションホール	970円
区分	金額(1時間につき)																																
会議室	440円																																
相談室	320円																																
作法室	320円																																
集会室	440円																																
視聴覚室	780円																																
調理実習室	720円																																
レクリエーションホール	1,450円																																
区分	金額(1時間につき)																																
会議室	350円																																
相談室	250円																																
作法室	250円																																
集会室	350円																																
視聴覚室	780円																																
調理実習室	720円																																
レクリエーションホール	970円																																